

山口県報

令和 7 年
3 月 31 日
(月曜日)

目 次

○規則

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（都市計画課）……………

山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………

○企業管理規程

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………



流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十二号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和二年山口県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十二条の表中

二百五十万円
百六十万円
八十万円
五十万円
三十万円
百万円

を

四百万円
三百万円
百五十万円
百万円
五十万円
二百万円

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十三号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日印刷
令和七年三月三十一日発行

発行人所 山口県知事
山口県庁

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘田隆彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。



める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第百六十五条の二の表中

二百五十万円	百六十万円	八十万円	五十万円	三十万円	百万円
--------	-------	------	------	------	-----

を

四百万円	三百万円	百五十万円	百万円	五十万円	二百万円
------	------	-------	-----	------	------

に改

める。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

第百四十九条の二の表中

二百五十万円	百六十万円	八十万円	五十万円	三十万円	百万円
--------	-------	------	------	------	-----

を

四百万円	三百万円	百五十万円	百万円	五十万円	二百万円
------	------	-------	-----	------	------

に改